

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<b>発 行</b> 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	<b>発 行 日</b> 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

条 例	ページ
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	3
◎職員の退職料等に関する条例の一部を改正する条例	3
◎高知県税条例の一部を改正する条例	4
◎高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	5
◎高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	5
◎高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	5
◎高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例	10
◎高知県認定こども園条例の一部を改正する条例	10
◎高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	11

公布された条例のあらまし

◆職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第41号）

1 条例改正の目的  
 学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）の施行により学校教育法（昭和22年法律第26号）が一部改正され、学校の種類として新たに義務教育学校が設けられたことに伴い、育児又は介護を行う国家公務員の早出遅出勤務等について規定した人事院規則が一部改正されたことを考慮し、育児を行う職員が早出遅出勤務を請求することができる要件について国家公務員に準じた措置を講ずるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日  
 この条例は、公布の日から施行することとした。

◆職員の退職料等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第42号）

1 条例改正の目的  
 刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）の施行による恩給法（大正12年法律第48号）の一部改正を考慮し、退職料等の受給者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた場合における当該退職料等について当該執行猶予期間中は支給を停止しないこととするよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日  
 この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成28年6月1日から適用することとした。

◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第43号）

1 条例改正の目的  
 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）等の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い同法等の引用規定の整理等をするとともに、県民税の法人税割の税率の特例措置について適用期限の延長をすることとした。

2 主要な内容  
 (1) 法人の県民税  
 法人税割の税率の特例措置の適用期限を平成34年8月31日まで延長すること。（付則第11条）  
 (2) 法人の事業税  
 貿易保険業を行う事業者に対して課する法人の事業税について、保険業と同様の課税方式とすること。（第53条、第56条から第58条まで及び第63条）  
 (3) 地方税法の引用規定の整理を行うこと。  
 (4) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日  
 この条例は、一部の改正規定を除き、公布の日から施行することとした。

◆高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第44号）

1 条例改正の目的  
 地域再生法（平成17年法律第24号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日  
 この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第45号）

1 条例改正の目的

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）が一部改正され、国政選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に要する経費の限度額が引き上げられたことを考慮し、高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における当該経費の限度額につき同様の措置を講ずるよう必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を次のとおり引き上げること。

(1) 選挙運動用自動車の使用に関する公費の支払（第4条）

区分	改正単価	現行単価
自動車借入れ 1日当たり	15,800円	15,300円
燃料費 1日当たり	7,560円	7,350円

(2) ビラの作成に関する公費の支払（第7条）

区分	改正単価	現行単価
5万枚以下の場合 1枚当たり	7円51銭	7円30銭
5万枚を超える場合 1枚当たり	5円2銭	4円88銭

(3) ポスターの作成に関する公費の支払（第10条）

区分	改正単価	現行単価	
印刷費	選挙区のポスター掲示場の数が500以下の場合 1枚当たり	525円6銭	510円48銭
	選挙区のポスター掲示場の数が500を超える場合 1枚当たり	27円50銭	26円73銭
企画費	310,500円	301,875円	

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第46号）

1 条例改正の目的

県民の利便の増進、行政事務の効率化等を図るため、行政手続における特定の個人を識

別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の一部が施行されることを考慮し、番号法に基づき個人番号を利用することができる事務に準ずるものとして国の個人情報保護委員会規則で定める事務について、県の機関による個人番号の利用並びに同一の県の機関内で個人番号を含む特定個人情報の授受を行う庁内連携及び他の県の機関への特定個人情報の提供が可能となるようにするとともに、これらの事務について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき条例で定めることにより県が個人番号を含む本人確認情報の利用ができる事務等に追加することとする等必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

- 同一の県の機関内で個人番号を利用することができる事務として、番号法に基づき個人番号を利用することができる事務に準ずるものとして国の個人情報保護委員会規則で定める事務であって当該県の機関が行うものを追加し、併せて一部の事務については、当該県の機関以外の者（規則で定める者に限る。）に、当該事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を利用した事務を行わせることができることとする。
 

（高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（以下「番号法条例」という。）第4条第1項及び第2項並びに別表第1）
- 番号法条例別表第2の第1欄に掲げる県の機関は、当該県の機関が行う同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができることとする。
 

（番号法条例第4条第3項及び別表第2）
- 県の機関が他の県の機関に対し特定個人情報を提供することができる場合について、(1)により追加した事務のうち特定個人情報の提供が必要なものを追加すること。
 

（番号法条例第5条第1項及び別表第3）
- (2)又は(3)により特定個人情報の利用又は提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすものとする。
 

（番号法条例第4条第5項及び第5条第2項）
- (1)により追加した事務について、住民基本台帳法に基づき個人番号を含む本人確認情報の利用又は他の執行機関への提供ができることとする。
 

（高知県住民基本台帳法施行条例第2条及び別表第2）

3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第47号）

1 条例改正の目的

平成28年熊本地震の被災者が、県立幡多看護専門学校、県立高等技術学校、県立農業大学校、県立中学校又は県立高等学校に入学し、又は転入学する場合について、入学手数料及び入学科又は入校手数料及び入校料を徴収しないこととする。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県立学校授業料等徴収条例の規定は、平成28年4月14日から適用することとした。

◆高知県認定こども園条例の一部を改正する条例（高知県条例第48号）

1 条例改正の目的

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年

内 閣 府  
文部科学省令第1号)の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る厚生労働省特例について、必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第49号）

1 条例改正の目的

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第22号）等の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正を考慮し、保育所の職員配置に係る特例等について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第41号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「小学校」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」に改める。

（警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第2条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「小学校」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員  
職員の退職料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第42号

職員の退職料等に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職料等に関する条例（昭和30年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第39条の見出し中「処刑による」を「受刑期間中の」に改め、同条中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり、」に、「受けなくなった」を「受けることがなくなる」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その支給を停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月の翌月以降は、その支給を停止せず、これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月までその支給を停止する。

第60条第1項中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり、」に、「受けなくなった」を「受けることがなくなる」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その支給を停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月の翌月以降は、その支給を停止せず、これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑

の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月までその支給を停止する。  
第60条第2項中「禁こ」を「、禁錮」に、「つきこれを」を「ついて」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の退隠料等に関する条例の規定は、平成28年6月1日から適用する。

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第43号

##### 高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第49条の見出し中「更正、決定等」を「更正及び決定等」に改め、同条第4項中「しなければならない」を「行うものとする」に改める。

第49条の2第1項中「第66条の4第17項第1号（同法第66条の4の3第11項又は第67条の18第10項）」を「第66条の4第21項第1号（同法第66条の4の3第14項又は第67条の18第13項）」に改め、同項ただし書中「第66条の4第17項第1号」を「第66条の4第21項第1号」に改める。

第49条の3第1項中「第68条の88第18項第1号（同法第68条の107の2第10項）」を「第68条の88第22項第1号（同法第68条の107の2第13項）」に改め、同項ただし書中「第68条の88第18項第1号」を「第68条の88第22項第1号」に改める。

第51条の5中「添付して」を「添えて」に改める。

第51条の7の見出し中「又は」を「及び」に改め、同条第1項中「以下この項及び次項」を「以下この条」に、「更正する」を「更正するものとする」に改め、同条第2項中「決定する」を「決定するものとする」に改め、同条第3項中「前2項又は」を「第1項若しくは」に、「によって更正し、又は」を「により更正し、又は前項の規定により」に、「更正する」を「更正するものとする」に改め、同条第4項中「第71条の14第5項」を「第71条の14第6項」に、「第71条の15第4項」を「第71条の15第5項」に改める。

第51条の13の見出し中「更正、決定等」を「更正及び決定等」に改め、同条第1項中「の納入申告書」を「の規定による納入申告書（以下この条において「納入申告書」という。）」に改め、同条第2項中「前条の」を削り、同条第3項中「前2項又は」を「第1項若しくは」に、「又は」を「、又は前項の規定により」に改め、同条第4項中「第71条の35第6項」を「第71条の35第7項」に、「第71条の36第4項」を「第71条の36第5項」に改める。

第51条の19の見出し中「更正、決定等」を「更正及び決定等」に改め、同条第1項中「更正する」を「更正するものとする」に改め、同条第2項中「決定する」を「決定するものとする」に改め、同条第3項中「前2項又は」を「第1項若しくは」に、「によって更正し、又は」を「により更正し、又は前項の規定により」に、「更正する」を「更正するものとする」に改め、同条第4項中「第71条の55第6項」を「第71条の55第7項」に、「第71条の56第4項」を「第71条の56第5項」に改める。

第53条第1項第2号及び第56条第1項第2号中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第57条第3項中「若しくは保険業」を「、保険業若しくは貿易保険業」に改める。

第58条第1項及び第2項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第62条の見出し中「所得割の更正、決定等」を「所得割に係る所得及び所得割額の更正及び決定等」に改め、同条第3項中「前2項又は」を「第1項若しくは」に、「決定した場合」を「前項の規定により当該法人の当該所得割に係る所得及び所得割額を決定した場合」に改める。

第62条の2第1項中「第66条の4第17項第1号（同法第66条の4の3第11項又は第67条の18第10項）」を「第66条の4第21項第1号（同法第66条の4の3第14項又は第67条の18第13項）」に改め、同項ただし書中「第66条の4第17項第1号」を「第66条の4第21項第1号」に改める。

第62条の3第1項中「第68条の88第18項第1号（同法第68条の107の2第10項）」を「第68条の88第22項第1号（同法第68条の107の2第13項）」に改め、同項ただし書中「第68条の88第18項第1号」を「第68条の88第22項第1号」に改める。

第63条の見出し中「更正、決定等」を「更正及び決定等」に改め、同条第1項中「若しくは保険業」を「、保険業若しくは貿易保険業」に改め、同条第3項中「規定によって」を「規定により」に改める。

第63条の2の見出し中「更正、決定等」を「更正及び決定等」に改める。

第63条の3中「決定をする」を「決定とをする」に改める。

第63条の4の見出し中「更正、決定等」を「法人の事業税に係る更正及び決定等」に改め、同条中「及び」を「又は」に、「並びに法第72条の46第5項」を「、法第72条の46第6項」に、「並びに法第72条の47第4項」を「、法第72条の47第5項」に、「並びに法第72条の33の2」を「及び法第72条の33の2」に、「に定める様式によってしなければならない」を「で定める様式によって行うものとする」に改める。

第69条第1項中「第40条の3の3第12項第1号（同法第41条の19の5第10項）」を「第40条の3の3第16項第1号（同法第41条の19の5第13項）」に改める。

第70条の7の見出し中「の更正、決定等」を「に係る更正及び決定等」に改める。

第93条第1項中「控除する」を「控除するものとする」に改め、同条第2項中「還付する」を「還付するものとする」に改める。

第93条の5の見出し中「更正、決定等」を「更正及び決定等」に改め、同条第3項中「これを」を「、これを」に改め、同条第4項中「第74条の23第5項」を「第74条の23第6項」に、「又は申告加算金額」を「又は不申告加算金額」に、「第74条の24第4項」を「第74条の24第5項」に改める。

第101条中「規則に」を「規則で」に改める。

第116条の見出し中「更正、決定等」を「更正及び決定等」に改め、同条第3項中「及び」を「又は」に、「並びに法第90条第5項」を「、法第90条第6項」に、「並びに法第91条第4項」を「及び法第91条第5項」に、「に定める様式によってしなければならない」を「で定める様式によって行うものとする」に改める。

第128条の見出し中「の更正又は決定等」を「に係る更正及び決定等」に改め、同条第3項中「規定によって」を「規定により」に改め、同条第4項中「及び」を「又は」に、「第132条第5項」を「第132条第6項」に、「並びに法第133条第4項」を「及び法第133条第5項」に改める。

第141条の20第3項中「規定によって」を「規定により」に、「調査」を「その調査」に、「発見した場合においては」を「発見した場合には」に改め、同条第4項中「及び」を「又は」に、「第144条の47第5項」を「第144条の47第6項」に、「並びに法第144条の48第4項」を「及び法第144条の48第5項」に改める。

付則第11条中「平成29年8月31日」を「平成34年8月31日」に改める。

付則第12条の2第1項及び第3項、第13条の3第1項並びに第13条の4中「規則で定め

る日」を「平成28年4月20日」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第51条の7第4項、第51条の13第4項、第51条の19第4項、第63条の4、第93条の5第4項、第116条第3項、第128条第4項及び第141条の20第4項の改正規定 平成29年1月1日

（2） 第49条の2第1項、第49条の3第1項、第53条第1項第2号及び第56条第1項第2号、第57条第3項、第58条第1項及び第2項、第62条の2第1項、第62条の3第1項並びに第63条第1項の改正規定並びに次項の規定 平成29年4月1日

（3） 第69条第1項の改正規定 平成31年1月1日  
（経過措置）

2 この条例による改正後の高知県税条例第53条第1項第2号、第56条第1項第2号、第57条第3項、第58条第1項及び第2項並びに第63条第1項の規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（高知県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

3 高知県税条例等の一部を改正する条例（平成28年高知県条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「同条第1項及び第3項の規則で定める日」を「平成28年4月20日」に改め、附則第13項中「同条第1項の規則で定める日」を「平成28年4月20日」に改める。



高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第44号**

**高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例**

高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成27年高知県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第3号までの規定中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第45号**

**高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例**

高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第7条第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「365,000円と4円88銭」を「375,500円と5円2銭」に改める。

第10条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改め、同条第2号中「255,240円と26円73銭」を「262,530円と27円50銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第46号**

**高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例**

（高知県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

**第1条** 高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「定めるとおり」を「定める事務及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年高知県条例第69号）別表第1の第2欄に掲げる事務のうち知事が行うもの」に改める。

別表第2 教育委員会の項中

「4 高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例を廃止する条例（平成14年高知県条例第31号）による廃止前の高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例（昭和57年高知県条例第28号）により貸与された奨学資金又は通学用品等助成金（以下この項において「奨学資金」という。）の返還又はその延滞利子の徴収に係る奨学資金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該奨学資金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認」

を

「4 高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例を廃止する条例（平成14年高知県条例第31号）による廃止前の高知県地域改善対策奨学資金の貸与に関する条例（昭和57年高知県条例第28号）により貸与された奨学資金又は通学用品等助成金（以下この項において「奨学資金」という。）の返還又はその延滞利子の徴収に

係る奨学資金の貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該奨学資金の貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認

5 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1の第2欄に掲げる事務のうち教育委員会が行うもの」に改める。

（高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正）

**第2条** 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年高知県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第2項」を「第9条第2項及び第3項」に、「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

第2条第7号中「を含む」を「を含む。第4条第5項及び第5条第2項において同じ」に改める。

第4条第1項中「事務は、」を「事務は、別表第1の第1欄に掲げる県の機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び」に改め、同条第2項中「事務を」を「事務のうち当該県の機関が行うものを」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法第9条第3項の規定により、前項の別表第1(6)の項から(9)の項まで及び(15)の項から(19)の項までに掲げる県の機関が行う事務については、当該県の機関以外の者（規則で定める者に限る。）に、当該事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行わせることができる。

3 別表第2の第1欄に掲げる県の機関は、当該県の機関が行う同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第4条に次の1項を加える。

5 前2項の規定に基づき特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第5条中「第19条第9号」を「第19条第10号」に、「別表」を「別表第3」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定に基づき特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表を次のように改める。

### 別表第1（第4条関係）

1 県の機関	2 事務
(1) 知事	県が実施するウイルス性肝炎患者に対する治療のための医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
(2) 知事	高知県心身障害者扶養共済制度条例（昭和46年高知県条例第26号）による高知県心身障害者扶養共済制度に係る掛金の減額に関する事務であって規則で定めるもの
(3) 知事	県が実施する精神又は身体に重度の障害を有する児童の療育及び介護に要する費用に充てるための手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(4) 知事	県が実施するひとり親家庭の親に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に要する費用に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
(5) 知事	生活に困窮する外国人に対して生活保護法（昭和25年法律第144号）による措置に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収（別表第3において「外国人生活保護の実施」という。）に関する事務であって規則で定めるもの
(6) 知事	県が実施する私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(7) 知事	県が実施する高等学校等を中途退学した後再び私立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(8) 知事	県が実施する経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対する授業料減免措置を実施する学校法人に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
(9) 知事	県が実施する私立の高等学校等に在学する生徒であって高等学校等就学支援金が支給されないものに対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(10) 知事	高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）による従前居住者用住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

(11) 教育委員会	高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）第6条第1項の規定に基づく県立高等学校の授業料又は受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
(12) 教育委員会	高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和49年高知県条例第39号）による修学奨励資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
(13) 教育委員会	高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（平成14年高知県条例第3号）による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
(14) 教育委員会	高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例（平成19年高知県条例第10号）による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
(15) 教育委員会	県が実施する国公立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(16) 教育委員会	県が実施する高等学校等を中途退学した後再び公立の高等学校で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(17) 教育委員会	県が実施する家計急変による経済的理由により県立高等学校の授業料又は受講料の納付が困難となった生徒に対する当該授業料又は受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
(18) 教育委員会	県が実施する県立高等学校に在学する生徒であって高等学校等就学支援金が支給されないものに対する県立高等学校の授業料又は受講料に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(19) 教育委員会	県が実施する特別支援教育を受ける児童等の保護者等に対する就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの

## 別表第2（第4条関係）

1 県の機関	2 事務	3 特定個人情報
(1) 知事	別表第1(2)の項に掲げる事務	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。） イ 生活に困窮する外国人に対して生活保護法による措置に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）
(2) 知事	別表第1(4)の項に掲げる事務	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（(3)の項において「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
(3) 知事	別表第1(5)の項に掲げる事務	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報 イ 生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金若しくは特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当、特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

		<p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当又は雇用対策法（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報</p> <p>エ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費、支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報</p> <p>オ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給に関する情報</p>
(4) 知事	別表第1(10)の項に掲げる事務	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（別表第3において「障害者関係情報」という。）</p> <p>イ 生活保護関係情報</p> <p>ウ 外国人生活保護関係情報</p>
(5) 知事	法別表第2の第2欄に掲げる事務（法第19条第7号の規定により生活保護関係情報であって主務省令で定める特定個人情報の提供を受けることができるものに限る。）	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

1 情報照会機関	2 事務	3 情報提供機関	4 特定個人情報
(1) 知事	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>ア 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報</p> <p>イ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報</p> <p>ウ 県が実施する特別支援教育を受ける児童等の保護者等に対する就学のため必要な経費の支弁に関する情報</p>
(2) 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>ア 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報</p> <p>イ 学校保健安全法による医療に関する費用についての援助に要する情報</p> <p>ウ 県が実施する特別支援教育を受ける児童等の保護者等に対する就学のため必要な経費の</p>



			支弁に関する情報	関係情報		
(3) 知事	外国人生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 イ 学校保健安全法による医療に関する費用についての援助に要する情報 ウ 県が実施する特別支援教育を受ける児童等の保護者等に対する就学のため必要な経費の支弁に関する情報			
(4) 教育委員会	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）による災害共済給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	知事	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 生活保護関係情報 イ 外国人生活保護関係情報			
(5) 教育委員会	高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	知事	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 障害者関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 外国人生活保護関係情報			
(6) 教育委員会	高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	知事	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 障害者関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 外国人生活保護			

**附 則**

この条例は、規則で定める日から施行する。



高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第47号****高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例**

（高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

**第1条** 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和41年高知県条例第35号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（平成28年熊本地震に伴う特例措置）

3 平成28年熊本地震（平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。以下この項において同じ。）が発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、第4条に規定する入学手数料及び第5条に規定する入学科を県に納付することを要しない。

（高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

**第2条** 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例（昭和44年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（平成28年熊本地震に伴う特例措置）

7 平成28年熊本地震（平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。以下この項において同じ。）が発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、第2条に規定する入校手数料及び第3条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

（高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

**第3条** 高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和58年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第5条」を「第3条」に、「第6条」を「第4条」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成28年熊本地震に伴う特例措置）

6 平成28年熊本地震（平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。以下この項において同じ。）が発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第3条に規定する入校手数料及び第4条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

（高知県立学校授業料等徴収条例の一部改正）

**第4条** 高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 平成28年熊本地震（平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。以下この項において同じ。）が発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、第1条に規定する入学手数料及び第2条に規定する入学科を県に納付することを要しない。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、第4条の規定による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例の規定は、平成28年4月14日から適用する。



高知県認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第48号****高知県認定こども園条例の一部を改正する条例**

高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「及び第4項」を「、第4項及び第8項から第11項まで」に改め、同条第4号中「第7項」を「第11項」に改める。

第10条第3項中「以下この章」を「以下この章及び附則第8項」に改め、同項の表備考1中「以下この表において同じ」を「以下同じ」に改める。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第10条第3項本文の規定により必要となる園児に対する教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考1の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

9 第10条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を越える場合における第10条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

11 前2項の規定により第10条第3項の表備考1に定める者を小学校教諭等免許状所持者

又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月1日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第49号

##### 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、第10項及び第11項」を「及び第10項から第15項まで」に改め、同条第4号中「第11項」を「第15項」に改める。

第47条第8号イの表中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に、「外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に改める。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（保育所の職員配置に係る特例）

- 12 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第49条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となる時は、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。
- 13 前項の事情に鑑み、当分の間、第49条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 14 附則第12項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第49条第2項に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 15 前2項の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第7項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の

数（前2項の規定の適用がないものとした場合において、第49条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。